

○保健事業（健康増進施設利用助成）のよくある質問

	質 問	回 答
1	健康増進施設利用助成の対象者を教えてください。	福山市国民健康保険の被保険者 で申請時に満20歳以上の人です。
2	健康増進施設利用助成が受けられる施設を教えてください。	健康増進施設利用助成が受けられる施設は、次の施設です。 ○福山市松永健康スポーツセンター（松永町） ○福山すこやかセンター（三吉町南） ○福山市うつみ市民交流センター（内海町）
3	健康増進施設利用助成の申請方法を教えてください。	次のいずれかの方法で申請してください。（事前に申請が必要です。なお、電話での受付はできません） ○電子申請 ○申請書を保険年金課に郵送する。（申請書はホームページから印刷できます） ○保険年金課、各支所等の窓口（交流館では受付できません）
4	市役所本庁舎又は各支所の窓口で申請をしようと思えます。申請に行く際は何かを持って行けばよいですか。	マイナ保険証又は資格確認書をお持ちください。代理の方が申請される場合は、代理の方の本人確認書類もご持参ください。
5	申請後、施設利用助成券はどのくらいで郵送されますか。	申請受付後、審査を行い、約2～3週間程度で施設利用助成券を郵送します。 ※例年、5月～7月は申請が多いため、さらにお時間をいただく場合もあります。 なお、オレンジ色の封筒で世帯主宛てに送付します。（世帯主以外の方が申請しても、世帯主宛てに送付します。また、同一世帯で複数人の申請があった場合、同じ封筒に入れて世帯主宛てに送付します。）
6	施設利用助成券をなくしてしまいました。どうしたらよいですか。	窓口で再交付の申請をしてください。 （問い合わせ先は福山市保険年金課：084-928-1054）
7	施設利用助成券は15回分あるが、もっと利用したいと思います。すべて使い切った後に、申請することはできますか。	施設利用助成の申請は、1年度内に1回です。
8	施設利用助成券を受け取ったが ・個人的な事情 ・希望する病院が予約できなかった ・社会保険に加入した（国民健康保険から脱退した） そのため、施設利用助成券を使わなくなった。この助成決定通知書はどうしたらよいですか。	施設利用助成券を使用しない場合は、保険年金課・各支所等の窓口または郵送で返却してください。 （郵送の場合、利用しない旨を記入して、施設利用助成券のみを保険年金課に返却してください。）

○保健事業（健康増進施設利用助成）のよくある質問

	質 問	回 答
9	施設利用助成券をもらったあとに社会保険に加入し、国民健康保険の資格はなくなりましたが、手元にある施設利用助成券を利用してもよいでしょうか。	施設利用助成券は国民健康保険被保険者のみが利用できます。社会保険加入後は、施設利用助成券は利用できません。
10	もうすぐ75歳の誕生日を迎えて、後期高齢者医療保険に加入しますが、施設利用助成券の申請はできますか。	申請時に国民健康保険被保険者であれば、可能です。ただし、利用できるのは75歳の誕生日の前日までとなります。（有効期限も75歳の誕生日の前日までと記載します） ※申請受付後、審査を行い、約2～3週間程度で施設利用助成券を郵送しますので、余裕をもった申請をお願いします。
11	毎年、施設利用助成券を申請しており、来年度も申請しようと思っています。何月から申請できますか。また、いつまで使えますか。	例年、5月1日から翌年2月最終開庁日までの申請期間となっています。また、施設の利用期間は助成決定日から翌年3月末日までです。